

インボイス制度講習会

「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」 のご準備はお済ですか？

本会では、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」講習会を開催します。

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度（適格請求書等保存方式）の導入が開始されます。

適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られており、この発行者となるための登録申請は令和3年10月1日から受付を開始しています。

制度内容を理解し、円滑に導入するために是非ご参加ください。

「インボイス」とは？

売手が買い手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額」の記載が追加されたものをいいます。

「インボイス制度」とは？

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません。（交付したインボイスの写しを保管しておく必要があります。）

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

◆日 時 令和3年11月19日（金）午後1時30分～午後3時

◆場 所 紫波町商工会館 3階研修室

◆講 師 盛岡税務署 特別記帳指導官 三浦 公誠 氏
記帳指導推進官 石川 忍 氏

◆参加費 無料

◆定 員 20名（定員になり次第、締め切ります。）

◆申込方法 参加申込書により11月12日（金）までにFAX（672-2316）または
電話（672-2244）でお申込みください。

◆その他 当日は、感染対策として、マスクの持参及び着用にご協力をお願いします。

参加申込書

令和3年 月 日

事業所名			
氏 名		電話番号	

※複数人で参加する場合は、コピーしてお送りください。

※切り取らず、このまま返信してください